



# 2015年度インド予算案における税制改正の概要

KPMG インド チェンナイ事務所

マネジャー 加藤 正一

2015年2月28日、アルン・ジャイトリー財務相は2015年度インド予算案（以下「2015年度予算案」という）を発表しました。2014年度インド予算案（以下「2014年度予算案」という）は、モディ政権発足後2カ月あまりで発表されたものだったため、大きな制度変更までは踏み込めていない内容でした。しかし、2015年度予算案は、モディ政権発足後初めての年間を通じた予算案であることから、国内外から大きな変革が期待されていました。

このような背景のもと、2015年度予算案では、2016年4月より4年間にわたる法人税率の25%までの引き下げ、特定の部材等の関税率の引き下げ、2016年4月からの物品サービス税（Goods and Service Tax、以下「GST」という）導入へのコミットメント等が盛り込まれ、新政権の改革への強い意思表明とモディ首相が掲げている“Make in India”的促進を強調する予算案となっています。ただ、GSTの導入などは繰り返し延期されていることから、今後の改革の実行性については注視していく必要があります。

本稿では、税制改正の中で日系企業に影響を与えると思われる項目を中心に解説を行います。

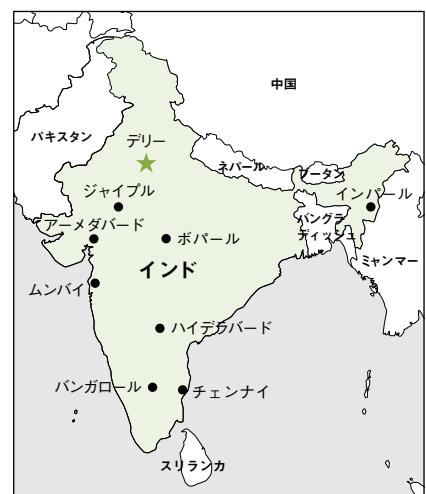
なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見である点をあらかじめお断りいたします。



かとう まさかず  
加藤 正一  
KPMG インド  
チェンナイ事務所  
マネジャー

## 【ポイント】

- 2014年度のGDP成長率は非常に高く、7.4%となる見込みである。
- モディ首相が掲げている“Make in India”を促進するために、将来的な法人税率の25%までの引き下げ、特定の部材等への関税率の引き下げなどが盛り込まれた予算案となっている。
- 法人所得税および個人所得税の基本税率に変更はないが、一定の課税所得を超過する場合にはサーチャージが引き上げられており、これに該当する場合には実効税率が上がる。
- 物品税の基本税率および関税の実効税率が上がっている。
- 施行日は未定だが、サービス税の基本税率も引き上げられる予定である。また、サービス税とは別に、特定のサービスに対して2%を課すSwachh Bharat Cess（以下「クリーンインディア目的税」という）が導入される予定である。
- 2016年4月1日よりGSTを導入することをコミットしている。



## I 2015年度予算案にて発表された インドの経済状況の概要

2015年2月28日、アルン・ジャイトリー財務相による2015年度予算案（2015年4月–2016年3月）の公表に際して発表されたインドの経済状況の概要は、以下のとおりです。

2015年1月にインド政府はGDP成長率の算出に用いる基準年を2004年度から2011年度へ変更し、2012年度以降のGDP成長率は変更後の基準に基づく数値を用いて算定することを発表しました。この結果、2012年度および2013年度のGDP成長率はそれぞれ5.1%および6.9%へ修正されました。同様に2014年度のGDP成長率は4.6%と予想されていましたが、7.4%となる見通しです。

この基準年の突然の変更については議論がありますが、中国と並んで非常に高いGDP成長率です。

## II 税制改正

以下、直接税および間接税について日系企業に影響があると考えられる項目を中心に解説します。

### 1. 直接税

#### (1) 法人税

##### ① 税率

法人税の基本税率については、2016年4月より4年間で30%から25%に引き下げることが発表されました。しかし、2016年3月期においては、課税所得が1,000万INR超の内国法人に対するサーチャージが引き上げられるため、これに該当す

る場合には法人税の実効税率は上がることになります（図表1参照）。

##### ② 新規従業員の給与に対する追加控除の要件の変更

製造業の新規雇用を促進するため、製造会社がその年度において新規に従業員を100名以上雇用した場合には、新規従業員の給与の30%相当額の追加控除が認められていましたが、今回の改正により、適用要件の従業員数が50名へ引き下げられました。

##### ③ 新規投資にかかる加速償却の制限の廃止

投資額にかかわらず、新規投資（工場および設備投資）には、その年度において20%の加速償却が認められていますが、初年度の使用日数が180日未満の場合は、その加速償却は10%に制限されていました。今回の改正により、翌期においても残りの10%の加速償却が認められるようになりました。

##### ④ アンドラ・プラデシュ州およびテランガナ州への新規投資に対する税務恩典

2014年6月にアンドラ・プラデシュ州が2つに分かれ、インドにおいて29州目となるテランガナ州が誕生しました。この両州への投資を促進するため、2015年4月1日以降に両州の一定のエリアに新規設立された会社が2015年4月1日から5年間に新たに工場や設備への投資を行った場合、その税務年度におけるこれらの新規投資への加速償却が20%から35%になります。また、この35%の加速償却に加えて、同年度にも15%の追加控除が認められます。

##### ⑤ 非居住者へのロイヤルティ等の支払いにかかる源泉税率の変更

インド所得税法における非居住者に対して支払われる「ロイヤルティ」や「技術上の役務に対する報酬」にかかる源泉税率

図表1 法人税実効税率(前年度との比較)

2016年3月期

	課税所得 (INR)		
	1,000万INRまで	1,000万INR超 1億INRまで	1億INR超
内国法人	30.90%	33.06%	34.61%
外国法人	41.20%	42.02%	43.26%

2015年3月期

	課税所得 (INR)		
	1,000万INRまで	1,000万INR超 1億INRまで	1億INR超
内国法人	30.90%	32.45%	33.99%
外国法人	41.20%	42.02%	43.26%

出典：KPMG インド作成

が、一定の要件を満たす場合は25%から10%へ引き下げられました。

## (2) 個人所得税

個人所得税については、日本と同様、インドにおいても超過累進税率が適用されています。今回の改正では個人所得税に関する基本税率に変更はありませんでしたが、2015年4月1日より、所得が1千万INRを超える場合にはサーチャージが10%から12%へ引き上げられ、これに該当する場合には個人所得税の実効税率は33.99%から34.61%へ上がります。なお、個人所得税の基本税率は以下のとおりです（図表2参照）。

図表2 個人所得税の基本税率(60歳未満)

所得金額の範囲 (INR)	税率 (%)
250,000 まで	非課税
250,001 ~ 500,000	10
500,001 ~ 1,000,000	20
1,000,000 超	30

出典：KPMG インド作成

## (3) 移転価格税制

### ① 国内取引に対する適用金額の引き上げ

従来、税務恩典や赤字会社利用によるインド国内のグループ間での所得移転を防止するため、インド国内取引に対してもインド国内関連者との年間取引額が5,000万INRを超えた場合に移転価格税制が適用されていました。今回の改正により、基準年間取引額が2億INRへ引き上げられました。

### ② 2014年度予算案から審議が継続されている事案

#### ■ 事前確認制度の遡及適用

2012年7月より導入されたインドの事前確認制度（Advance Pricing Agreement、以下「APA」という）について、一定の条件を満たすことにより、ロールバック（過去4年間の遡及適用）制度が新たに設けられることが提案されていましたが、本案については現在も導入には至っておらず引き続き審議が継続されています。

#### ■ 他社との比較対象期間の明確化

独立企業間価格の検討に際して同業他社の財務情報と比較する場合、原則として、その対象となる会計年度における財務情報を使用することとなっていますが、一定の状況では複数年の財務情報を使用することが容認されていました。しかし、その一定の状況については明確になっていなかったため、複数年の財務情報の使用条件を明確化することが提案されていました。本案についても導入には至っておらず、引き続き審議が継続されています。

## ■ 独立企業間価格の検証における許容レンジの新概念の導入

独立企業間価格の検証において、独立企業間価格と企業の国外関連者との取引価格の差が±3%のレンジに収まる限り、当該取引価格は独立企業間価格として許容されます。しかし、国際的な手法との整合性を図るため、許容レンジについて新概念の導入が提案されていました。本案についても導入には至っておらず、引き続き審議が継続されています。

## 2. 間接税

### (1) GST

インドの複雑な間接税の簡素化を目的とし、物品税、サービス税、中央販売税、州VAT等の間接税を統合するGSTを2016年4月から導入することがコミットされました。しかし、導入までのロードマップはまだ公表されていないため、その発表が待たれます。

### (2) 物品税

#### ① 税率

2014年度の実効税率は12.36%（教育目的税等を含む）でした。しかし、2015年3月1日から教育目的税等が廃止されるとともに、基本税率が12.50%へ引き上げられました。

#### ② 税率変更がある項目

2015年3月1日より変更された主な項目は次のとおりです。

- CENVAT クレジットを認識する場合、携帯電話に対して適用される物品税率が6%から12.5%へ引き上げられた。ただし、CENVAT クレジットを認識しない場合には、携帯電話に対して適用される物品税率は1%のまま変更はない。
- CENVAT クレジットを認識しない場合には、タブレットに対して適用される物品税率が12%から2%へ引き下げられた。また、タブレットやその構成部品の製造において使用される部材等に対する物品税が免除された。
- LED ライトまたは LED スタンドを含む家具の、特定の構成部品を製造するのに使用される部材へ適用される物品税が12%から6%へ引き下げられた。

### (3) サービス税

#### ① 税率

2014年度の実効税率は12.36%（教育目的税等を含む）でした。しかし、2015年度は教育目的税等が廃止されるとともに、基本税率が14%へ引き上げられる予定です。しかし、その適用時期については未定となっています。

また、モディ首相のクリーンインディア政策実現のために、サービス税とは別に、特定のサービスに対して2%を課すクリーンインディア目的税の導入が予定されています。

## ② 課税・免税範囲の縮小

GSTの導入により、課税対象が広がり、非課税・免税範囲がより小さくなるため、以下の項目等がネガティブリスト、または免税範囲から削除されました。

- 政府および地方自治体から企業に提供されるすべてのサービスがネガティブリストから削除された。
- 空港や港湾の基礎工事に関する建設、組立、試運転、据付等が免税項目から削除された。

## (4) 関税

### ① 税率

2014年度の実効税率は28.85%（教育目的税等を含む）でした。しかし、前述の物品税率の引き上げに伴い、相殺関税（Countervailing Duty）も同率へ引き上げられたことから、2015年3月1日より関税の実効税率は29.44%へ上がりました。なお、関税においては教育目的税等の賦課は継続されます。

### ② 税率変更がある項目

モディ首相が掲げる“Make in India”的実現を税務面から支えるべく、インドでの製造活動を促進するため、特定部材を輸入した際の基本関税（Basic Custom Duty、以下「BCD」という）率の引き下げ、および特定製品を輸入した際のBCD率の引き上げ等が行われました。具体的には、以下の項目が2015年3月1日より適用されています。

#### 【BCD率の引き下げられた特定部材の一例】

- 特定のLEDテレビパネルについて、BCD率が10%から0%へ引き下げられた。
- 国産の電子レンジ製造のために使用されるマグネットロン（1kwまで）について、BCD率が5%から0%へ引き下げられた。

#### 【BCD率の引き上げられた特定製品の一例】

- 商業用車両（ノックダウン生産を除く）について、BCD率が10%から20%へ引き上げられた。
- 冶金コークスについて、BCD率が2.5%から5%へ引き上げられた。

#### 【その他】

- ハイブリット自動車および電気自動車の製造に使用される特定の部材について、免除期間が2016年3月31日まで延長された。
- 以下の項目は、特別追加関税（Special Additional Duty）が免除される。
  - ITA（Information Technology Agreement）に含まれている物品を製造するための全部材
  - LEDライトやLED器具、およびLEDランプに使用される特定の部品を製造するための全部材

今回の改正により、2015年3月1日からはこの認識期間が1年以内へと延長されました。

## ② 事前裁定制度の利用対象の拡大

事前裁定制度（Advance Ruling）の対象は、2012年の導入当初は非居住者のみに限定されており、2014年度予算案で居住者の非公開会社まで拡大されました。今回の改正により、さらにすべての居住者（一人会社やパートナーシップを含む）にまで拡大されました。

## ③ GAARの導入延期

GAAR（General Anti Avoidance Rules：一般的租税回避規定）とは、ある取引が経済的合理性を欠き、実質的に租税回避を意図した行為であるとみなされる場合に、税務当局がその契約や取引などを否認することができる規定です。インドでは、GAARの導入延期が続いてきましたが、2015年度予算案においてもGAARの導入は2年間先送りされ、2017年4月1日より導入されることとなりました。

## ④ ブラックマネー対策

インドにおけるブラックマネーは2兆USDとも言われています。このブラックマネー対策として、高い税率の適用、ペナルティーおよび罰則規定等を定めた新しい法律を導入することが提案されました。

## (5) その他

### ① CENVATクレジットの認識期間の延長

CENVATクレジットを利用するためには、請求書又は特定の書類の日付から6ヵ月以内に認識することが必要でした。今

## 【バックナンバー】

「2014年度インド予算案における税制改正概要」  
(KPMG Insight Vol.8/Sep 2014)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいま  
すようお願ひいたします。

KPMG インド  
チェンナイ事務所  
マネジャー 加藤 正一  
TEL: +91-96-7710-0882  
masakazu@kpmg.com

デリー事務所  
シニアマネジャー 宮下 準二  
TEL: +91-965-000-2870  
yasunori@kpmg.com

マネジャー 山崎 恵美  
TEL: +91-704-266-1994  
emiy@kpmg.com

ムンバイ事務所  
マネジャー 空谷 泰典  
TEL: +91-887-930-1665  
soratani@kpmg.com

バンガロール事務所 / アーメダバード事務所  
マネジャー 金原 和美  
TEL: +91-702-221-7082  
kazumi@kpmg.com

あづさ監査法人  
インド事業室  
パートナー 笠間 智樹  
TEL: 03-3266-7003 (代表番号)  
india@jp.kpmg.com

## KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com  
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.